関西女性活躍推進フォーラムの設置の趣旨等について

「関西女性活躍推進フォーラム」について

1 趣旨等

女性活躍推進に関し、関西広域連合の圏域においては、各構成団体の各種施策や経済 界による調査・研究、研修等の実施等、幅広く取り組まれているが、働く女性の活躍状 況については、構成府県の多くが相対的低位となっており、たいへん厳しい状況である。

関西広域連合においては、第3期広域計画及び関西創生戦略において、女性の活躍する場の拡大に向け具体的な検討を行うため、「女性活躍推進会議(仮称)」を経済界と共同して設置することとしている。

このため、「働く女性が日本で最も活躍できる地域・関西」の早期実現を目指して「関西女性活躍推進フォーラム」を設置し、構成府県市や経済団体、地域団体などが各々の取組と併せ、団体の相互連携による取組を行うプラットフォームとして、関西広域での機運醸成や意識啓発などをはじめとする女性活躍推進の取組の促進を図る。

2 関西女性活躍推進フォーラムにおける検討のテーマ

国の「女性活躍加速のための重点方針 2017」においては、取り組むべき課題として、「働き方改革」、「男性の意識の変革」、「女性に対する暴力の根絶」、「子育て・介護基盤の整備」等、多岐に亘っているが、内閣府やアジア太平洋研究所(※)の分析によると、2015 年のデータでも関西広域連合の 6 府県の女性の就業率が全国平均を下回り、下位10 府県の中に 5 府県が入るなど、関西における「働く女性の活躍」は停滞していると言わざるを得ず、その速やかな促進が喫緊の課題である。

そこで、まずは、働きたい女性、今働いている女性を対象に「働く女性の活躍」をテーマとし、経済界や地域団体、広域連合構成府県市などとの連携により、その促進に資する取組から始める。

課題の検証や取組の検討は、有識者等による企画委員会を設置して行う。

※一般財団法人アジア太平洋研究所

日本の経済社会や関西地域経済に関する調査研究を行うシンクタンク。関西の経済界、 学識者や研究機関、行政などが協力し 2011 年 12 月に発足。

3 構成

「働く女性の活躍」に取り組んでいる団体・有識者等による全体会とあわせて、関西女性活躍推進フォーラム委員の中の若干名による企画委員会を設置する。

(1)全体会

〈**役 割**〉 フォーラム参画団体が、関西における女性活躍の現状と課題、各団体の取組について情報共有するとともに、今後取り組むべきことなどについて意見交換し、各々の取組と併せ団体の相互連携による取組を検討・実施することにより関西広域における女性活躍の更なる推進を図る。

〈メンバー〉・経済団体(関西経済連合会、8府県の商工会議所等)

- ・女性活躍推進に関する取組みを実施する地域団体等
- 有識者
- ·国、構成府県市、公益財団法人 21 世紀職業財団 等

(2)企画委員会

- **〈役 割〉**「働く女性の活躍」に関する現状と課題を踏まえ、広域で取り組むことが 効果的な取組について検討する。
- 〈メンバー〉・経済団体、女性活躍推進に関する取組みを実施する地域団体、有識者から 座長が指名
 - ・オブザーバー:関西広域連合構成府県市
- ※ 顧 問:関西広域連合長、関西経済連合会会長
- ※ 事務局: 関西広域連合本部事務局、関西経済連合会

【企画委員会での主な検討項目例(事務局案)】

- ●動き方改革(女性の活躍には、男女を問わず多様で柔軟な働き方の実現が不可欠)
- **②ワーク・ライフ・バランスの推進**(ワーク・ライフ・バランスの推進は女性の活躍の前提であり、男女ともに働きやすい社会に変えていくことが必要)
- **③女性のキャリア形成とリーダーの育成**(女性が働き続けるためキャリア意識の向上や、 女性が活躍する場の拡大のため女性リーダーの育成が必要)
- ④意識啓発 (女性活躍推進や働き方改革と密接不可分の関係にある男性の意識の変革が必要)
- **6機運醸成** (女性の活躍推進に向けた関西全体の機運醸成が重要)

関西女性活躍推進フォーラムの設置について

(趣旨)

第1 「働く女性が最も活躍できる地域・関西」の早期実現を目指し、関西広域連合構成府県市などの行政等や経済団体、地域団体等が、各々の取組と併せ、団体の相互連携による取組を検討、実施し、関西広域における女性活躍の更なる推進を図るため、「関西女性活躍推進フォーラム」(以下、「フォーラム」という。)を設置する。

(構成)

第2 フォーラムは、第1に定める趣旨に賛同する行政等、経済団体、女性活躍推進事業実施団体、 報道機関等及び有識者のうち、関西広域連合長(以下「連合長」という。)が依頼する者(以下「委 員」という。)で構成する。

(依頼期間)

第3 委員の依頼期間は、フォーラム設置の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の 委員については、前任者の残りの依頼期間とする。

(座長等)

第4 フォーラムに、座長及び座長代理を置き、委員の中から互選により定める。

(顧問)

- 第5 フォーラムに、顧問を置く。
- 2 顧問は、連合長及び公益社団法人関西経済連合会会長を充てる。

(企画委員会)

- 第6 フォーラムに、「働く女性の活躍」に関し、広域で取り組むことが効果的な取組の方向性等について検討するため企画委員会を置く。
- 2 企画委員会は、座長及び座長が指名する若干名の委員により構成する。
- 3 委員長は座長をもって充て、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員長代理が、その職務を代理する。
- 4 その他運営に必要なことは別に定める。

(分科会)

- 第7 企画委員会での検討を補うため、必要に応じ分科会を設置することができる。
- 2 分科会の設置、改廃は座長が行う。

(事務局)

- 第8 フォーラムの庶務は、関西広域連合本部及び公益社団法人関西経済連合会において処理する。 (雑 則)
- 第9 その他フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この取り決めは、平成29年12月27日から施行する。